

第 5139 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 1月 7日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 中小企業投資促進税制の対象となるソフトウェア

Q：中小企業投資促進税制の対象になるソフトウェアがあるそうですが、どのようなソフトウェアなのですか？

A：次の要件を満たすソフトウェアです。
【解説】

中小企業投資促進税制の対象となるソフトウェアは、次の①から⑤のソフトウェア以外、全てのソフトウェアが対象です。ただし、上乗せ措置（生産性向上に資する設備について税制の優遇上乗せ措置があります）については、①から⑤以外で、かつ、設備の稼働状況等に係る情報収集機能・分析・指示機能をもつものに限られますのでご注意ください。

- ① サーバー用のオペレーティングシステムでISO/IEC15408に基づく評価・認証がないもの
 - ② サーバー用仮想化ソフトウェアでISO/IEC15408に基づく評価・認証がないもの
 - ③ データベース管理ソフトウェアでISO/IEC15408に基づく評価・認証がないもの
 - ④ 連携ソフトウェアでISO/IEC15408に基づく評価・認証がないもの
 - ⑤ 不正アクセス防御ソフトウェアでISO/IEC15408に基づく評価・認証がないもの
- ※なお、ソフトウェア販売会社が市販するために開発したソフトウェアの原本や、会社が研究開発用のために購入したソフトウェアには適用されません。

